

# 平成26年度の介護保険料が確定しました

平成26年度の市県民税と平成25年分の所得が確定したことにより、平成26年度の65歳以上の方の介護保険料額の本算定を行いました。

## 保険料の決め方

甲賀市の保険料の基準額は、市全体の介護サービスにかかる費用などに応じて決まります。

**甲賀市の基準額 月額 4,200円 (年額 50,400円)**

基準額をもとに、所得に応じた負担という観点から次の表のような「所得段階保険料」の設定になります。

段階	対象者		年間保険料額
第1段階	世帯非課税 本人非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者であって本人および世帯全員が市民税非課税の方	21,672円
第2段階		本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	21,672円
第3段階		本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超えて120万円以下の方	31,752円
第4段階		本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が120万円を超える方	37,800円
第5段階	世帯課税 本人課税	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	43,848円
第6段階		世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超える方	50,400円 (基準額)
第7段階		本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	56,952円
第8段階		本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	63,000円
第9段階		本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	75,600円
第10段階		本人市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	85,680円
第11段階		本人市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	100,800円

## 保険料の納め方

特別徴収	老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金の額が年間18万円以上の方は、年金からあらかじめ差し引きます。
普通徴収	特別徴収とならない方は、納付書で納めます。(口座振替もできます。)また、年度途中で65歳になられた方や転入された方も同様です。

**口座振替** 普通徴収の方は口座振替が便利です。

口座振替依頼書	市内金融機関・ゆうちょ銀行・市民窓口センター・旧支所の地域市民センターに備え付けています。必要事項を記入・押印のうえ金融機関・ゆうちょ銀行に提出してください。
口座登録	口座振替依頼書の提出後、金融機関等からの連絡により口座登録をします。口座登録は、口座振替廃止届の提出により廃止されます。廃止届の提出がない口座は、有効(登録)状態となっています。

## 介護保険料を納めないでいると

1年以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分(9割)が支払われます。
1年6か月以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差し止めとなったり、滞納保険料と相殺されます。
2年以上滞納すると	利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

長寿福祉課 介護保険係  
☎ 65-0698 / ☎ 63-4085

# 平成26年度 後期高齢者医療保険料を決定しました

平成25年分の所得が確定したことにより、後期高齢者医療制度の被保険者の方の保険料の本算定を行いました。お一人ごとの保険料の額や、お支払いの方法については郵便でお知らせします。

## ●保険料の額は

「一人あたりの定額の保険料(均等割額)」と「所得に応じた保険料(所得割額)」の合計額になります。平成26年度の保険料は平成25年中の所得に基づいて計算します。

## ●保険料額の計算式

$$\text{年間保険料 (上限額57万円)} = \text{均等割額 44,886円} + \text{所得割額} \times \text{平成25年中の総所得金額等 - 基礎控除額 (33万円)} \times \text{所得割率 8.73\%}$$

※所得の低い方や、被保険者となる前日に職場の健康保険の被扶養者だった方には、保険料の軽減があります。

## ●保険料の支払方法は

年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただけます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただけます。

## 保険料の納め忘れはありませんか?

この制度では、被保険者のお一人おひとりから保険料を納付いただいています。ご自宅に納付書や督促状がないかも一度ご確認ください。未納の保険料があれば早急にお支払いいただきますようお願いいたします。  
※保険料の未納が続きますと、保険証の有効期限が短くなる場合がありますのでご注意ください。

保険年金課 後期高齢者医療係  
☎ 65-0689 / ☎ 63-4618

# 平成26年度国民年金保険料の免除申請の受付を開始します

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な方に、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。保険料の免除・猶予申請を希望される方は申請の手続きをしましょう。

※本年4月より、申請時から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって申請することができます。申請を希望される方はすみやかに手続きをしてください。詳しくはお問い合わせください。

●申請場所  
保険年金課、旧支所の地域市民センター、草津年金事務所

●申請に必要なもの

- ・年金手帳
- ・認印
- ・申請年度分の課税証明書(申請年度の1月1日時点で甲賀市に住所がない方。各申請年度の審査対象となる所得分が必要ですので、手続きに必要な年度を確認してください。)
- ・(退職された方のみ) 雇用保険離職票や雇用保険受給資格者証など。

申請年度	申請できる期間	必要な課税証明書
23年度	H24年5月※ ～ H24年6月	H23年度分
24年度	H24年7月 ～ H24年6月	H24年度分
25年度	H25年7月 ～ H25年6月	H25年度分
26年度	H26年7月 ～ H26年6月	H26年度分

※ただし、平成24年5月分の申請を受付できるのは、平成26年7月2日までです。  
※免除・納付猶予での「年度」は、7月～翌6月までです。  
学生である(であった)期間は「学生納付特例制度」をご利用ください。  
なお、審査の対象となる前年所得が異なる場合があります。

●その他  
「免除・納付猶予申請書」の様式は、日本年金機構のホームページからダウンロードすることも可能です。

問い合わせ  
草津年金事務所国民年金課  
☎ 077-567-2220  
保険年金課 国保年金係  
☎ 65-0688

(保険料)年々分	申請期限
平成24年5月分	平成26年7月2日(水)
平成24年6月分	平成26年7月31日(木)
平成24年7月分	平成26年8月29日(金)
平成24年8月分	平成26年10月1日(水)
平成24年9月分	平成26年10月31日(金)

申請期限が迫っている保険料